しるべっと鑑賞友の会　会員規約

本規約は、一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が運営するしるべっと鑑賞友の会の会員に対し、中標津町総合文化会館（以下「しるべっと」という。）で行う財団主催事業について提供するサービスなどについて定めるものとする。

第１条　名称

１．この会の名称は「しるべっと鑑賞友の会」（以下「友の会」という。）と称する。

第２条　事務局

１．しるべっと鑑賞友の会事務局（以下「事務局」という。）は、しるべっと内に置くものとする。

第３条　会員

１．しるべっと鑑賞友の会会員（以下「会員」という。）とは、本規約を承認のうえ、友の会が定める方法により入会手続きおよび会費の支払いが完了した者をいう。
２．会員は以下の２種別とする。
（１）「メール会員」
主にメール等による情報案内を希望する会員。
（２）「郵送会員」
主に郵送等による情報案内を希望する会員。
３．会員の有効期限は、入会年度の４月１日またはそれ以降の入会した日から翌年３月３１日迄とする。

第４条　入会

１．友の会へ入会する者は、以下の各号に定める方法により入会手続きを行うものとする。
（１）「メール会員」
オンラインチケットサービスから入会を申込むものとする。
（２）「郵送会員」
しるべっと窓口へ入会申込書を提出するものとする。
２．入会後に「郵送会員」が会員番号を使用してオンラインチケットサービスへユーザー登録を行った場合、「メール会員」へ種別変更するものとする。

第５条　会員証

１．会員には会員証を発行する。
２．会員証の紛失または盗難にあった時は、ただちに事務局へ届け出るものとする。
３．紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員または友の会に損害が生じた場合は、会員がその損害の責任を負うものとする。
４．会員証を再発行する場合は、手数料５００円を支払うものとする。

第６条　会費

１．新規入会者は、次の表に定める会費を入会時に支払うものとする。

種　別	年会費（１年目）		支払方法
	入会日（上半期） 4月1日から9月30日	入会日（下半期） 10月1日から翌年3月31日	
メール会員	２，４００円	１，２００円	オンラインクレジット決済
郵送会員	２，４００円	１，２００円	現金

２．既存会員は、次の表に定める会費を期日までに支払うものとする。

種　別	年会費（２年目以降）	支払方法
メール会員	２，４００円	オンラインクレジット決済、銀行振込、現金
郵送会員	２，８００円	銀行振込、現金

（１）銀行振込で支払う場合、振込手数料は会員負担とする。
３．資格の自動更新は行わないため、前項による会費の支払いがない場合、会員は会員資格を失うものとする。

第７条　会員サービス

１．友の会は会員に対し、以下の各号に定める会員サービスを提供する。
　（１）公演情報提供サービス
　（２）公演チケット先行受付・販売サービス（友の会指定公演）
　（３）公演チケット代金割引きサービス（友の会指定公演／合計金額より５００円割引き／１事業１回まで）
　（４）チケット郵送に係る手数料無料サービス
　（５）オンラインチケットサービスに係る手数料無料サービス
　（６）その他、会員に提供することが適切であると判断した各種サービスの提供
２．前項に定める会員サービスの内容は、予告なく、変更、停止、中止または終了する場合があるものとする。

第８条　代金の支払い

１．年会費、チケット購入等の支払いは、全額一括払いとする。
２．チケット購入代金の支払いは、現金、オンラインクレジット決済、その他友の会が指定する方法により支払うものとする。

第９条　届出事項の変更等

１．会員は友の会に登録した情報に変更が生じた場合、すみやかに事務局まで届け出るものとする。
２．変更の届け出が無いために生じた会員の不利益について、友の会はその責任を負わないものとする。

第 10 条　退会・会員資格の喪失

１．会員は任意に退会できるものとする。その場合は、事務局に連絡のうえ会員証を返却または破棄し、友の会に対する残債務を完済するものとする。
２．会員が虚偽の申告や、支払いの催告にもかかわらず支払いを怠るなど、本規約に違反する場合およびその他友の会の運営上支障がある場合は、会員資格を取り消すことができるものとする。

第 11 条　個人情報の取扱い

１．会員の個人情報は、以下の各号に定める目的のために利用し、目的以外には利用しないこととする。
　（１）会員管理や会員への連絡、通知
　（２）会員サービスの提供

第 12 条　規約の変更

１．本規約は、財団が友の会運営上必要に応じて変更することができる。
２．本規約に変更が生じた場合には、会員に通知するものとする。

第 13 条　準拠法

１．この規約に定めのない事項については、日本国の法令に則るものとする。

令和５年４月１日適用